



# これまでに実現した規制改革事項・ 今後のスケジュール等



内閣府地方創生推進事務局

令和5年10月11日

# これまでに実現した規制改革事項

移動期日前投票所の告示事項の取扱い(令和5年9月8日 総務省自治行政局選挙部選挙課・管理課 事務連絡)

# 全国措置の内容

# 措置前

公職選挙法上、市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日の 公示日又は告示日に、期日前投票所の場所(2以上の期日 前投票所を設ける場合には、期日前投票所の場所及び当該 期日前投票所を設ける期間)を告示しなければならない。

# 措置内容(取扱いの周知・明確化)

以下の内容を全国の選挙管理委員会事務局に対し通知

- 移動期日前投票所の設置場所の告示について、必ずしも個 人宅名を記載しなければならないものではなく、広く一般の選 挙人が場所を特定できる形で場所の告示を行う。
- 告示した場所に告示した時間に到着している者については、そ の者の介助等に時間を要し、告示した時刻を超過しても、投 票管理者の下で投票させることとなる。ただし、次の場所で投 票できる時間は告示どおり。
- 設置を希望した選挙人が当日体調悪化等のために投票する ことが困難である場合、その自宅付近に設置された当該移動 期日前投票所で必ず投票しなければならないものではない。 ただし、告示した時間帯は当該移動期日前投票所を設置。

# 効果

移動が困難な障害者等の投票機会の拡大が期待される。

# 全国措置の概要

○個人宅名の省略(住所のみ)

住所

個人宅名

09:00~09:20

つくば2-1-3

- ○個人宅名の省略(目印となる施設等の名称と住所の一部)
- ※広く一般の選挙人が特定できる名称に限る

住所の一部

施設名称

09:00~09:20

つくば 2 - 1 (つくば公園正門付近)

○告示した時間に到着している選挙人は投票終了まで対応

09:00~09:20 → 09:20を超えても投票終了まで対応

※次の場所には告示どおり投票所を設置する

- ○告示どおり投票所を設置
- ※設置を希望した選挙人が必ず投票しなければならないものではない
- ※設置を希望した選挙人以外の投票も可能

A氏

B氏 C氏

09:30~09:50 A氏宅前





# 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律

公布日: 令和5年5月8日

施行日:令和5年9月1日

# 改正の趣旨

令和4年4月に指定されたスーパーシティ等における先端的サービスの早期実装や事業の円滑な実施等を推進するとともに、法人農地 取得事業を構造改革特別区域法に基づく事業に移行するため、所要の措置を講ずる。

## 1. スーパーシティ等における先端的サービス等の推進に係る所要の措置

補助金等交付財産の目的外使用等に係る承認手続の特例の追加

規制の特例措置等の適用を受ける 特定事業の実施に当たって、補助 金等交付財産の目的外使用等に 関する事項を区域計画に記載し、 内閣総理大臣の認定を受けたとき は、補助金等交付財産の目的外 使用等に係る各省各庁の長の承 認があったものとみなす。



事業者の予見性の向上と事務コス トの低減により、国家戦略特区にお ける特定事業の円滑かつ効率的な 実施を推進

#### <特例の活用イメージ>

□ケット開発用の振動試験設備等を、本来 業務に使用していない時間に、スタートアッ プ企業が新製品の耐久試験のために使用 する



スタートアップ企業の 新製品テスト



•地域の子育て世帯の増加に対応するため、 現在使われていない小学校の空き校舎の 一部を、新たな保育施設を整備するために 転用する

### (2)データ連携基盤の整備等に関する援助の拡充

分野横断的な先端的サービスの実 施に必要なデータ連携基盤を整備 する者に対して国が行う援助の内容 として、これまでの互換性の確保の 取組(データ仲介機能の開発・無償提供等 による基盤整備コストの抑制など)に加え、 データ連携基盤の利用における安 全性と信頼性の確保に関する情報 の提供等を追加



データ連携基盤の整備へのきめ細か な援助を通じて、自動配送ロボット の走行やドローンの運航等の先端的 サービスの早期実装を推進

## <援助の例>

--タ連携基盤を整備する者

- •ロボット走行用の最新の3次元地図データ が建物所有者等から提供されることを確保 すること
- ドローン運航用の気象データが常時提供さ れることを確保し、メンテナンス時は代替措 置を講じること
- •個人情報は暗号化し本人同意を得た範囲 で取得・提供されるシステムとすること 等



先端的サービスの早期実装





※ 併せて、先端的サービスの実施に関連する規制改革を着実に推進。

## 法人農地取得事業に係る所要の措置

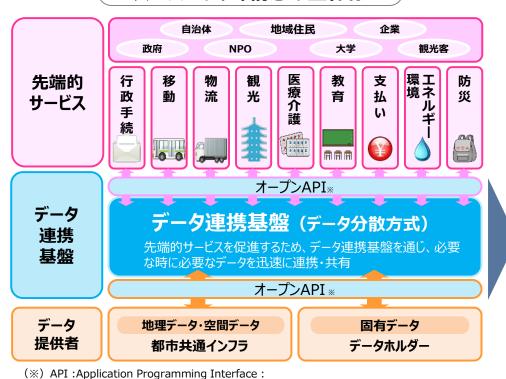
国家戦略特別区域法に規定されている法人農地取得事業を構造改革特別区域法に基づく事業に移行するための規定の整備を行う。

※ その他、オンライン服薬指導が全国展開されたことに伴い、国家戦略特別区域法における特例措置の規定を削除するとともに、平成16年の構造改革特区 法改正により第23条が追加された際に手当てする必要があった同条第2項の規定について、所要の整備を行う。

# データ連携基盤に求められる互換性・安全性・プライバシーに関する事項について

- ▶ スーパーシティ等において、「データ連携基盤」は、自治体や事業者、個人等が有する様々なデータを収集・整理・提供することにより、先端的サービスの提供を行うために必要不可欠な中核的な基盤。
- データ連携基盤の整備・運用に当たっては、
  - ① 様々なデータやサービスが相互に連携し、相乗効果を創出するために「相互運用性の確保」が重要であるとともに、
  - ② データの**安全な管理・運用**を行うために「**セキュリティ対策**」を実施することや、
  - ③ 個人情報を含むデータを取り扱う場合には「プライバシー対策」に万全を期すことが求められる。
- ▶ 今後、データ連携基盤を活用した取組が安全かつ円滑に進められるよう、これらの観点に関する既存の知見を、「スーパーシティ等におけるデータ連携基盤に求められる互換性・安全性・プライバシーに関する事項」として整理。

## スーパーシティ構想の全体像



# **データ連携基盤に求められる事項**

### ① 相互運用性の確保

- 様々なデータやサービスが相互に連携するための機能の実装 (ブローカー、オープンAPIの実装等)
- ・データの相互利用性に関するルールへの適合 (データカタログサイトの公開、標準的なデータモデルの参照等)

## ② セキュリティ対策

- システム面でのセキュリティ対策 (暗号化、不正アクセスの検知・遮断、アクセスログ等の証跡管理等)
- ・ガバナンス面でのセキュリティ対策 (セキュリティ計画・規程の策定、責任体制の明確化、要員の確保等)

#### ③ プライバシー対策

- 個人情報保護法令に基づく適切な措置 (本人同意の取得、個人情報の適切な管理、第三者提供ルール等)
- ・個人情報保護法令に加えて求められる事項 (プライバシー影響評価(PIA)の実施、データ分散方式の採用 等)

# データ連携基盤を通して提供されるデータの品質管理ガイドブック(概要)

令和5年9月26日 公表

- ▶ 国家戦略特別区域法に基づき、国は、データ連携基盤の互換性の確保の取組(データ仲介機能の開発・無償提供等)を行うほか、データ連携基盤の利用における安全性と信頼性の確保に関して情報提供等※の援助を行うこととされている。
  - ※改正国家戦略特別区域法(令和5年9月1日施行)で拡充
- ➤ このため、データ連携基盤の関係者の役割分担やデータ品質の簡易評価ツールを「データ連携基盤を通して提供されるデータの品質管理のガイドブック」として作成・公表し、効率的・効果的なデータの品質管理を促進。

## 背景・考え方

- スーパーシティ/スマートシティにおけるデータ連携基盤を活用した サービスの提供に当たっては、データの正確性等の品質が十分で なければ※、サービスの信頼性の低下のみならず、安全・安心を損 なう可能性。
  - ※データが更新されず古いままになっている、データの内容が誤っている等
- このため、住民の生活の質の向上に資するサービス提供のためには、データ連携基盤から提供されるデータの安全性・信頼性の確保(データの品質管理)が重要。



# ガイドブックの概要

データ連携基盤の関係者が**効率的・効果的にデータの品質管理を行う**ために必要な情報を整理して、以下の参考モデルやツールを提示。

- ○「データ提供者」・「データ連携基盤の整備主体」・「データ利用者」 が実施すべき事項を示した「データの品質管理モデル」
- ○客観的指標に基づき、データの品質評価を行う「簡易評価ツール」

### データの品質管理モデル(関係者の役割)

#### データ提供者

- ・簡易評価ツールを用いたデータの品質評価
- ・データの提供に加え、品質情報(品質評価結果やメタデータ)をデータ連携基盤の整備主体へ提供

#### データ連携基盤の整備主体

- ・データの品質管理規程の策定
- ・データ提供者から受領したデータセットや品 質情報等の確認と公開
- ・データの品質に関する改善要求の受付

## データ利用者

- ・データを活用したサービスの実施
- ・データの品質に関する改善を要求

#### 簡易評価ツール

関係する3者が共通の理解をもって、 データの品質管理を行うためのツール



# 区域計画に新たに位置付ける特定事業等の概要

## ■法第2条第2項に規定する特定事業

○ 国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業

つくばスマートシティ協議会が、データ連携基盤を整備し、データの安全管理等の措置を適切に講じつつ、 オープンデータ及びクローズドデータを収集・整理の上、先端的区域データ活用事業活動を実施する主体にデータを提供する。 (直ちに実施)

○ 国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業(国家公務員退職手当法の特例)

以下に掲げる創業者が行う事業の実施に必要な人材であって、国家公務員としての経験を有するものの確保を支援する。(直 ちに実施)

- ·株式会社World Life Mapping
- ·株式会社Closer
- ·BioPhenolics株式会社
- ■その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項
  - 近未来技術の実証事業を促進するための「つくば市近未来技術実証ワンストップセンター」の設置

近未来技術である自動走行やドローン及びA I・I o T等を活用した実証事業を実施しようとする者に対して必要な手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う「つくば市近未来実証ワンストップセンター」を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。(令和5年度中に設置)

# 今後のスケジュール (想定)

令和5年(2023年)

10月11日 第2回区域会議(区域計画案の審議)

10月下旬 国家戦略特区諮問会議(区域計画案の認定)

11月22日 スーパーシティ・デジタル田園健康特区フォーラム in つくば 2023

12月 国家戦略特区諮問会議(更なる規制改革事項決定)

国家戦略特区ワーキンググ ループにおいて、規制改革事 項を引き続き議論

規制改革事項の検討状況を 踏まえ、区域会議の開催、区 域計画の変更等を行う

# (参考) スーパーシティ・デジタル田園健康特区の区域方針のポイント

令和4年11月11日 内閣総理大臣決定

	スーパーシティ型	デジタル田園健康特区	
	つくば市	大阪(府・市)	(加賀市、茅野市、吉備中央町)
目標	<ul> <li>・ 大胆な規制改革と併せて、データ連携基盤を活用して複数の先端的サービスを実施することで、2030年頃に実現される未来社会を先行実現することを目指す。</li> <li>・ 大学等の研究開発の成果や多様な人材を生かし、産学官連携の下、幅広い分野におけるデジタル技術を活用したイノベーションを実現し、「誰一人取り残さない」包摂的な社会のモデルを構築する。</li> </ul>	<ul> <li>・大胆な規制改革と併せて、データ連携基盤を活用して複数の先端的サービスを実施することで、2030年頃に実現される未来社会を先行実現することを目指す。</li> <li>・「夢洲」、「うめきた2期」という2つのグリーンフィールドを中心に、2025年開催の万博レガシーを継承していくことも見据え、先端的サービスにより、住民の生活の質向上と都市競争力の強化を図る。</li> </ul>	<ul> <li>・ 革新的事業連携型の国家戦略特区の枠組みを活用し、健康・医療分野等における革新的な事業を先行的に実施するため、3 自治体の連携による取組を強力に推進する。</li> <li>・ デジタル技術を活用し、健康・医療などをはじめとした地域の課題解決に重点的に取り組むことにより、「デジタル田園都市国家構想」を先導するモデルとなることを目指す。</li> </ul>
特定事業等			<ul> <li>〈健康・医療〉</li> <li>・ 救急医療や在宅医療等におけるタスクシフトの推進</li> <li>・ 妊産婦健診情報を踏まえた先端的な予防医療サービス</li> <li>・ AI技術等を活用した遠隔医療・リハビリや介護サービスの充実</li> <li>・ 情報銀行等を通じた健康・医療データの幅広い連携・活用</li> <li>〈移動・物流〉</li> <li>・ 医薬品等の効率的配送</li> <li>・ 高齢者等の通院・外出支援サービスの提供</li> <li>〈その他〉</li> <li>・ 健康・医療などをはじめとした分野における創業促進等</li> <li>・ 各種分野のサービス提供を支える通信設備や基盤データの整備</li> </ul>

# (参考) 区域方針、新たな規制改革事項の決定を踏まえた区域計画への位置付け(つくば市)

- 昨年11月に区域方針を定めるとともに、昨年12月及び本年6月に国家戦略特区諮問会議において新たな規制改革事項を決定。
- これらの内容を踏まえ、順次、必要な記載を区域計画に盛り込んだ上で、事業を推進。

## ○ 区域方針 (令和4年11月11日 内閣総理大臣決定)

# <移動·物流>

新しいモビリティを活用した移動・物流サービスの提供

### <都市再生・まちづくり>

・ 先駆的な3Dデジタル基盤の構築と関連サービスの提供

#### <雇用・労働>

- ・ 外国人研究者による創業活動の促進
- ・ ロボットを活用した障害者の雇用機会の拡大

## <健康・医療>

・ データ連携等による健康・医療サービスの提供

#### <行政手続>

- ・ インターネット投票の実施による住民の政治参加の促進
- ・ マイナンバーカードを活用した幅広い分野の行 政手続きのデジタル化

### <研究開発>

・ 大学の土地・建物や研究機関の施設等を活用したイノベーションの推進

#### <その他>

・ 複数分野にわたる先端的サービスを支える データ連携基盤の整備

# 新たな規制改革事項(令和4年12月22日 第56回国家戦略特区諮問会議)(令和5年6月1日 第58回国家戦略特区諮問会議)

- →○ 新しいモビリティを活用した移動・物流サービスの提供
  - ・搭乗型移動支援ロボットの歩道通行の特例として、
  - ①保安要員なしで最高速度10km/hでの走行を可能とするための 公道実証実験の実施【2023年早期に措置】
  - ②車体の高さの最大値を超える機種に関する公道実証実験の実施、 高さの最大値を緩和するための所要の措置
  - 【速やかに実証を実施し、その後半年以内目途措置】
- ▶ 先駆的な3Dデジタル基盤の構築と関連サービスの提供
  - ・国家戦略特区内におけるドローンの自律飛行やロボットの自動走行等の先端的区域データ活用事業活動の実施を促進するための所要の措置【2023年9月に改正国家戦略特区法施行】
- 🎙 🔾 外国人研究者による創業活動の促進
  - ・起業準備活動期間の延長(6月→1年半)に関する特例 【2022年12月措置】
- ▶○ データ連携等による健康・医療サービスの提供
  - ・オンライン診療を活用した小児かかりつけ医の時間外対応加算【2024年度診療報酬改定に向けて検討】
- ▶○ インターネット投票の実施による住民の政治参加の促進
  - ・技術上、運用上の具体的な課題の解決に向けた検討【2023年度速やかに実施】
  - ・2024年度つくば市長選挙、市議会議員選挙におけるオンデマンド型移動期日前投票所の導入 【2023年度早期に実証、検討、結論】
- →○ 大学の土地・建物や研究機関の施設等を活用した イノベーションの推進
  - ・補助金等交付財産の目的外使用等を行う際の承認手続に係る 特例措置の創設 【2023年9月に改正国家戦略特区法施行】
- 上記以外の規制改革事項

※マイナンバーについては、2023年6月に改正マイナンバー法が成立。

○ 区域計画への位置付け (今後のスケジュール)

引き続き協議を進め、必要な措置がされた後に区域計画に盛り込む

引き続き、データ連携基盤に関し必要 な助言等を実施

(区域計画への記載は不要)

#### 区域計画に記載済

(R5.3 内閣総理大臣認定)

全国措置に向け検討中(区域計画への記載は不要)

#### **全国措置済** (2023年9月8日付 事務連絡)

、特例) の活用を区域計画に盛り込む

今回、既存の特例(国家公務員の退職手当法の

引き続き具体的な活用に向けて検討

今回、区域計画に盛り込み、 直ちに実施予定

国家戦略特区WGにおいて 規制改革事項を引き続き議論

# <u>(参考)スーパーシティ・デジタル田園健康特区</u>における規制改革事項

〔つくば市〕

#### 移動 物流

- 新しいモビリティを活用した移動・物流サービスの提供
- ・搭乗型移動支援ロボットの歩道通行の特例として、
- ①保安要員なしで最高速度10km/hでの走行を可能とする ための公道実証実験の実施【2023年度早期に措置】
- ②車体の高さの最大値を超える機種に関する公道実証実験 の実施、高さの最大値を緩和するための所要の措置 【速やかに実証を実施し、その後半年以内を目途に措置】



#### 都市再生・まちづくり

- 先駆的な3Dデジタル基盤の構築と関連サービスの提供
- ・国家戦略特区内におけるドローンの自律飛行やロボットの自動走行等の先端 的区域データ活用事業活動の実施を促進するための所要の措置【2023年9 月に改正国家戦略特区法施行】

#### 雇用·労働

- 外国人研究者による創業活動の促進
- ・起業準備活動期間の延長(6か月→1年半)に関する特例措置の創設 【2022年12月に措置(済)】

#### 健康•医療

○データ連携等による健康・医療サービスの提供

・オンライン診療を活用した小児かかりつけ医の時間外対応 加算【2024年度診療報酬改定に向けて検討】



#### 行政手続

- → インターネット投票の実施による住民の政治参加の促進
- ・技術上、運用上の具体的な課題の解決に向けた検討【2023年度速やかに実施】
- ・2024年つくば市長選挙、市議会議員選挙におけるオンデマンド型移動期日 前投票所の導入【2023年度早期に実証、検討、結論】
- マイナンバーカードを活用した幅広い分野の行政手続のデジタル化
- ・マイナンバーの利用範囲等の拡大【2023年6月に改正マイナンバー法成立】

#### 研究開発

- 大学の土地・建物や研究機関の施設等を活用したイノベーションの推進
- ・補助金等交付財産の目的外使用等を行う際の承認手続きに係る特例措置の創設【2023年9月に改正国家戦略特区法施行】

#### 〔大阪府·市〕

#### 移動・物流

- 空飛ぶクルマの社会実装
- ・離着陸場の要件等の方向性の とりまとめ【2023年3月に措置(済)】
- ・機体の安全性、操縦者、運行 安全等に関する基準の整備 【2023年度中に措置】



- ・万博会場の建設工事における夢洲への荷物の運送についての 貨物自動車運送事業法上の取扱いの明確化【2023年3月 に措置(済)】
- ○次世代都市型MaaSの社会実装
- ・ダイナミックプライシング等による駐車料金の設定に向けた具体的スキームの検討、関係省庁からの助言【2023年中に実施】

#### 健康•医療

- 国際的視点も備えた先端医療サービスの提供
- ・外国人一般を診療対象とした 二国間協定の締結に係る要請を ワンストップで行うことを可能とする 特例措置の創設

【2023年4月に措置(済)】

# Agc

#### まちづくり・防災

- 都市公園等の公共空間における先進的サービスの 提供
- ・ローカル5Gの共同利用の枠組みの創設、周波数帯域の分割が可能である旨の通知 【2023年8月に措置(済)】
- ・万博に関する仮設工作物等の設置に係る特例【2022年4月に措置(済)】
- ○ドローンやBIM等の活用による建設現場の革新
- ・無人航空機用のワイヤレス電力伝送装置に係る型式指定の制度化【漏洩電波対策を踏まえ、情報通信審議会において検討を開始し、速やかに措置】
- AIを活用した気象予報の実施
- ・ソフトウェアを活用した気象予報に係る気象予報士の設置基準の緩和【2022年12月に措置(済)】



#### ※<u>下線</u>はR5.6.1国家戦略特区諮問 会議において新たに決定した事項

## [デジタル田園健康特区]

加賀市、茅野市、吉備中央町

#### 健康•医療

- 救急医療や在宅医療等におけるタスクシフトの推進
- ・救急救命処置の範囲の拡大(エコー検査等の追加)【2023 年夏に議論の場を設置、検討結果を踏まえ速やかに措置】
- ・救急救命処置の先行的な実証
- ①心肺停止に対するアドレナリンの静脈内投与等の迅速化 【2023年度中を目途に整理・検討、結果を踏まえ速やかに 措置】
- ②アナフィラキシーに対するアドレナリンの筋肉内注射【2023年度中を目途に検証、結果を踏まえ速やかに措置】
- ☆ 妊産婦健診情報を踏まえた 先端的な予防医療サービス
- ・妊産婦の産後の血糖管理に係る 保険診療上の取扱いの明確化 【2023年8月に措置(済)】



- 。情報銀行等を通じた健康・医療データの幅広い連 様・活用
- ・情報銀行における健康・医療分野の要配慮個人情報の取扱いについて措置するための指針改定【2023年7月に措置(済)】
- ・被保険者番号をキーとした健康医療情報の一意化を行うための被保険者番号の告知要求制限の解釈の明確化【2023年5月に措置(済)】

#### 移動·物流

医薬品等の効率的配送

・貨客混載制度の実施区域の見直し (過疎地域以外における貨客混載の 実施) 【2023年5月に措置(済)】





#### その他

- ○健康・医療などをはじめとした分野における創業促進等
- ・起業準備活動期間の延長 (6か月→1年半) に関する特例 措置の創設【2022年12月に措置(済)】(再掲)
- 各種分野のサービス提供を支える通信設備や基盤 データの整備
- ・Wi-Fi Halow活用のための特定実験試験局制度の対象の拡大【2023年度中を目途に措置】

